

令和5年度 新設！

追加募集！

集落農業 守り^{たい}隊 応援事業補助金

丹波篠山市では、集落の農業・農地を未来へつなぐため、その受け皿として頑張る水稻農家グループの農業機械導入（トラクター・田植え機・コンバイン）を支援します。



対象者

農業者グループ

（グループの中で、機械を保管される方が代表として申請ください。また、その代表者は、市内在住の農業者に限ります。）

※ 詳しくは裏面をご覧ください。

対象機械

トラクター・田植え機・コンバイン（新品・中古品を問わない）

補助率

助成金額：購入費用の25%以内（上限50万円）

募集期間

令和5年11月6日（月）から令和5年12月26日（火）まで

※ 応募多数の場合抽選となります。抽選日：令和6年1月19日（金）

※ 抽選がない場合は、抽選日までにお知らせします。

応募必要書類

申込書

※ 構成員全員の自筆署名が必要です。

申込窓口

丹波篠山市役所（第2庁舎2階）

農都政策課 電話 079（552）1114

※ 必ず直接ご持参ください。郵送でのお申込み、支所での受付はできません。



農業者グループについて

(グループの中で、機械を保管される方が代表として申請ください。また、その代表者は市内在住の農業者に限ります。)

3名以上の 市内在住の農業者 または 市内在住の農業者 + 土地持ち非農家 (市内 / 市外在住)

で構成される、農業者グループであること。

農業者グループ 構成のルール

1. グループは、2親等以内の親族を除いて3名以上で結成すること。
※ グループ構成員から見て、グループ内に親、子（子の配偶者含む）、兄弟姉妹（配偶者含む）、祖父母、孫（配偶者含む）にあたる人がいないこと。
2. グループに土地持ち非農家を含む場合、グループ内の農業者と農地利用に関する契約があること。
3. 過去7年以内に、国、県、市より農業者個人が支援を受けて対象機械を導入していないこと。
※ 所属する集落営農組織等で、過去に補助を受けた場合は、申請可能。
4. 構成員、代表者に関わらず、申請は1回限り。
5. 補助金の申請、機械購入の契約、機械の維持管理等は全て代表者名義で行うこと。

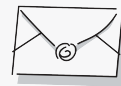
手続きの流れ

申込書を窓口へ提出

窓口：市役所 第2庁舎2階
農都政策課
(受付時に番号を受け取る)



※ 応募多数の場合は抽選
当選した場合、
「補助金交付申請書」
が届く (1月下旬以降)



以下の書類を提出

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 3者見積
(中古品の場合は1者)

市役所による検査の実施

検査後、約1ヵ月後
市から補助金 振込

機械購入代金の支払
完了後、実績報告書
類※ を提出

※ 補助金交付決定通知に
同封



「補助金交付決定通知」 が届く

対象機械を契約し、納品
まで行う。



注意事項 補助事業終了後、機械の活用状況についてご報告いただく事があります。